ISO/TC 188(スモールクラフト専門委員会)にて作成済又は作成中の規格等一覧表 議長: Mr. Craig Scholten(米国)、幹事国:スウェーデン(SIS)

| 担当 | 担当 WG | 規格番号 | 標題 | 標題(邦訳) | 概要 | 制定等年月日 | JIS化の状況 |
|-------|----------------|-----------------|---|---------------------------|---|-----------------------|---|
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 4566:1992 | Small craft with inboard engine Propeller shaft ends and bosses with 1:10 taper | 船用小形プロペラ取付部 テーパ 1:10 | 1:10のテーパを有する20mmから160mmの軸直径範囲における互換性に対する寸法及び公差を取り纏めたもの。 | 1992.12.15 | JIS F 4801:1999 (MOD) |
| TC188 | | ISO/WD 6017 | Small craft Guidelines for auto watertig ventilation shutdown system | 舟艇ー自動水密換気遮断システム に関する指針 | 船内機を持ち、密閉できるエンジンルームを有する舟艇を対象とした、船舶の沈没を防止又は遅延させるために用いられる自動水密換気遮断システムの設計と試験の指針を取り纏めたもの。 | NP投票承認 2021.04.17 | _ |
| TC188 | WG2 | ISO 6185-1:2001 | | kW以下のボート | 全長が8m以下で浮力が1800N以上(最大出力が4.5 kw以下の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。 | 2001.11.15 | JIS F 1051-1:2004 (IDT) |
| TC188 | WG2 | ISO 6185-2:2001 | | kW以上15 kW以下のボート | 全長が8m以下で浮力が1800N以上(最大出力が4.5 kw以上 15 kw以下の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。 | 2001.11.15 | JIS F 1051-2:2004 (IDT) |
| TC188 | WG2 | ISO 6185-3:2014 | Inflatable boats Part 3: Boats with a maximum motor power rating of 15 kW and greater | kW以上のボート | 全長が8m以下で浮力が1800N以上(最大出力が15 kw以上の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。 | 2014.08.15 | JIS F 1051-3:2004 (IDT) ※ 2001年版が対応国際規 格 |
| TC188 | WG2 | ISO/AWI 6185-3 | Inflatable boats Part 3: Boats with a maximum motor power rating of 15 kW and greater | kW以上のボート | 定期見直しで提出された意見等の反映のための2014年版の改訂。2020年9月から改訂に着手。 主な改訂点は以下のとおり。 ・タイプVIIおよびVIIIのボートは、出力ではなく、設計区分によって、区分するように変更。 ・箇条3(定義)の更新(現在の慣行を反映) ・タイプVIIIのボートはより広いヒール角度を許容するように変更。 ・出力と速度の増加を反映するため、水中性能試験は最大出力未満でより小さな波で実施する場合を許容することに変更。 | CD投票中 2022.04.13〆切 | _ |
| TC188 | WG2 | ISO 6185-4:2011 | | kW以上で船体の長さが8 m以上24 | 全長が8m~24m以下で浮力が1800N以上(最大出力が15 kw以上の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。 | 2011.07.01 | _ |

| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 7840:2021 | Small craft Fire-resistant fuel hoses | 舟艇-耐火性燃料ホース | 船体の長さが24m以下の舟艇における、呼び内径10mm以下のホースに対しては0.34MPaを、10mmより大きな内径のホースに対しては0.25MPaを超えない使用圧力に対して設計された、石油及びディーゼ | 2021.02 | JIS F 7151:2009 (MOD) |
|-------|----------------|-----------------------------|---|---------------------------------|--|------------|---|
| | | | | | ル油用耐火性ホースに対する一般的要求事項及び物理的試験の要件を取り纏めたもの。 この規格は、恒久的に据付けられた船内機関をもつ船体の長さが 24m以下の舟艇を対象とするホースに適用する。 船外機に直接連結される船尾のスプラッシュウェル内にあるホースには適用しない。 | | ※2004年版が対応国際規 格 |
| | | | | | 前版からの主な改訂点は以下のとおり。 —低透過性燃料ホースの要件の追加(6.9項)。 —石油燃料のテスト流体の明確化(6.2項)。 | | |
| TC188 | _ | ISO 8099-1:2018 | Small craft Waste systems Part 1: Waste water retention | 舟艇-廃棄物システム-汚水貯留 | 船体の長さが24 m 以下の舟艇から排出される汚水を排出前に一時 的に貯留するシステムの設計、構造及び設置に関する要件を取り纏 めたもの。 | 2018.02 | - |
| TC188 | _ | ISO 8099-2:2020 | Small craft Waste systems Part 2: Waste water treatment | 舟艇-廃棄物システム-汚水処理 | 船体の長さが24 m 以下の舟艇から排出される汚水を排出前に一時 的に貯留するシステムの設計、構造及び設置に関する要件を取り纏 めたISO 8099-1:2018がEUプレジャーボート指令で定める廃水処理シ ステム要件を定めていないため、これを補完するための要件を取り纏 めたもの。 | 2020.12 | _ |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 8469:2021 | Small craft Non-fire-resistant fuel hoses | 舟艇一非耐火性燃料ホース | 船体の長さが24m以下の舟艇における、呼び内径10mm以下のホースに対しては0.34MPaを、10mmより大きな内径のホースに対しては0.25MPaを超えない使用圧力に対して設計された、石油及びディーゼル油用非耐火性ホースに対する一般的要求事項及び物理試験の要件を取り纏めたもの。この規格は、恒久的に据付けられた船内機関をもつ船体の長さが24m以下の舟艇を対象とするホースに適用する。 | 2021.02 | JIS F 7150:2009 (MOD) ※ 2006年版が対応国際規 格 |
| | | | | | 前版からの主な改訂点は以下のとおり。 —低透過性燃料ホースの要件の追加(6.8項)。 —石油燃料のテスト流体の明確化(6.2項)。 —図B.1の改訂。 | | |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 8665:2006 | Small craft Marine propulsion reciprocating internal combustion engines Power measurements and declarations | 舟艇 - 船舶推進用往復動内燃機関 - 出力測定及び宣言 | 船体の長さが24m以下の舟艇の推進機関又は装置の馬力を決定するために、ISO3046-1に追加して実施する試験要求事項を取り纏めたもの。また、製造業者によって公表された申告(定格)馬力の証拠書類として立証する及び調査する手段を提供している。 | 2006.06.01 | JIS F 0405:2009 (IDT) |
| TC188 | WG9 | ISO 8666:2020 | Small craft Principal data | 舟艇-主要データ | 船体の長さが24m以下の舟艇の主要寸法及び関係ぎ装品の定義、 仕様書及び載荷状態の均一性を確立するための要件を取り纏めたも の。 前版(2016年版)からの改訂点は以下のとおり。 -ISO/IEC Directives Part 2に基づく最新ISO様式化。 -規定項目の移動。 | 2020.11 | JIS F 0081:2005 (IDT) ※ 2002年版が対応国際規格 |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 8845:1994 | Small craft with inboard engine Propeller shaft ends and bosses with 1:16 taper | 船用小形プロペラ取付部 テーパ 1:16 | 船内機関を有する舟艇に据え付けることを意図した、1:16のテーパを もつ20mmから160mmの軸径範囲内のプロペラボス及びプロペラ軸端 の互換性のための寸法を定めている。 | 1994.12.15 | JIS F 4804:1999 (MOD) |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 8845:1994/Cor 1:1995 | | ISO 8845:1994正誤票1:1995 | プロペラ軸のねじ山をつけられる端部の長さの伸張に関する誤記訂正 | 1995.09.15 | _ |

| TC188 | WG10 | ISO 8846:1990 | Small craft Electrical devices Protection against ignition of surrounding flammable gases | 舟艇-電気装置-周囲の可燃性ガスへの引火防止 | 周辺の可燃性ガスへ引火させずに用いることが出来る、舟艇用電気装置の設計のための要求事項及び試験方法を取り纏めたもの。 | 1990.12.01 | JIS F 0811:2002 (MOD) |
|--------|----------------|---------------|---|------------------------|---|-------------------------|--|
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 8847:2021 | Small craft Steering gear Cable and pulley systems | 舟艇-操舵装置-ケーブル及び滑車システム | 補助エンジンと共に、あるいは補助エンジンなしで、船体の長さが24m以下の帆船に用いる操舵装置用ケーブル及び滑車の操作、構築および設置の要件を定めたもの。 前版(2004年版)からの主な改訂点は以下のとおり。 一定義の更新。 一最新の業界動向を考慮した要件の更新。 一最大37kWの馬力までの船外機を搭載した場合の要件を追加。 | 2021.06 | _ |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 8848:2020 | Small craft Remote mechanical steering systems | 舟艇-遠隔操だ装置 | 遠隔機械ケーブル式操だ装置の設計、構造、設置及び試験の要件と、舵、ウォータージェット機関、船内機及び船外機への出力インタフェース要件に関しても取り纏めている。この文書は、様々なタイプの舟艇で用いる次の3つのステアリングシステムに適用できる。 標準的なステアリングシステム。合計15 kWを超える出力を備えた1基及び一対の舵、船外機、ウォータージェット機関。 — 15 kW~40kWの出力の1基の船外機を備えた軽量操だ装置。 —PWCを除くミニジェット操だ装置。 ISO 8848:1990、ISO 9775:1990及びISO 15652:2003の統合。1990年版からの主な改訂点は以下のとおり。 — ISO 8848、ISO 9775およびISO 15652の統合。 —定義の更新。 —最新の業界動向を考慮した要件の更新。 —ハンドルの要件及び試験を削除。 | 2020.12 | JIS F 1031:2001 (MOD) ※ ISO 8848:1990及びISO 9775:1990が対応国際規格 |
| TC 188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO/FDIS 8848 | Small craft Remote mechanical steering systems | 舟艇-遠隔操だ装置 | ISO 8848:2020の小改訂。主な改訂点は以下のとおり。 EUプレジャーボート指令への適用に当たり、問題点として指摘された以下2点を修正する。 ・ISO10240 (オーナ用マニュアル)の引用を取り止め。 ・ISO10240を要件として引用していた9.2項の記載の見直し。 | FDIS投票中 2022.03.10〆切 | _ |
| TC188 | WG10 | ISO 8849:2020 | Small craft Electrically operated direct-current bilge pumps | 舟艇ー電動直流ビルジポンプ | 船体の長さが24m以下の舟艇からビルジ水を取除くときに用いられることを意図した電動直流ビルジポンプに対する要求事項を取り纏めたもの。直流(DC)50V未満に定格された電動ビルジポンプを適用する。損傷制御に対して意図されるポンプを包含していない。 2003年版からの主な改訂点は以下のとおり。 一適用可能な電圧と適用範囲の明確化。 一船主用マニュアル(箇条7)の追加。 | 2020.12 | _ |

| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 9093:2020 | Small craft Seacocks and through-hull fittings | 舟艇ー海水コック及び船体貫通金物 | 船体の長さが24m以下の舟艇に用いられる、水の取入れ及び排出部分を構成する金属製及び非金属製船こく貫通金物、海水コック、ホース金物及び/又は土連プラグ及びそれに取り付けられる構成部品の製造及び取付けに関する等級事項を取り纏めたもの。 ※ 旧国際規格であるISO 9093-1:1994(金属製)及びISO 9093-2:2002 (非金属性)を統合。 | 2020.12 | JIS F 1032-1:2002 (MOD) ※ISO9093-1:1994が対応 国際規格 JIS F 1032-2:2006 (MOD) ※ISO9093-2:2002が対応 国際規格 |
|-------|----------------|---|--|-----------------------------|--|-----------------------|--|
| TC188 | WG12 | ISO 9094:2015 | Small craft Fire protection | 舟艇一防火 | 船体の長さが24m以下のあらゆる種類の舟艇に適用する、実用的な防火程度を達成する手順を明確にし、持ち運び式消火装置および固定式消火装置の要件を取り纏めたもの。この規格は、パーソナルウォータークラフトには適用しない。 | 2015.11.15 | _ |
| TC188 | WG12 | ISO/FDIS 9094 | Small craft Fire protection | 舟艇一防火 | ISO 9094:2015の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 「緊急事態」に対する「容易にアクセス可能な」に関する定義の変更。 一調理器具、固体燃料器具、暖房器具の設置に関する定義と要件を追加。 一液体燃料を用いる調理及び暖房器具の要件を変更。 一ガソリンタンクとコンテナを含む区画、および携帯用ガソリン駆動エンジンに関する特定要件を変更。 「ドーム型」デッキライトの防火要件を変更。 一クォーターキャビンアレンジメントの脱出ルートの明確化。 一防火出口として指定されたデッキハッチへのアクセスに関する詳細な要件の変更。 エンジンおよびエンジン区画の消火要件の変更。 「消火システム」を「承認されたシステム」に修正。 「ディーゼルエンジンの停止とダンパーの停止に関する要件の変更。 し有可能な保護された区画にのみ要求される可聴警報要件の変更。 | DIS投票承認 2020.09.17 | _ |
| TC188 | WG2 | ISO 9650-1:2005 | Part 1: Type I | タイプI | 次の能力を持つ膨脹式救命いかだをタイプ I として定め性能及び試験要件を取り纏めたもの。 -4~12人の収容力 -船体の長さが24m以下の舟艇に適用可能 -水面から6m以下の高さに設置可能 また、このISO規格で定める救命筏はSOLAS義務品ではないと明記されている。 | 2005.03.01 | _ |
| TC188 | WG2 | ISO/DIS 9650-1 (ISO 9650-1:2005及 びISO 9650-2:2005 の統合) | | 舟艇一膨脹式救命いかだ一第1部: タイプ I 及び Ⅱ | この文書は、SOLAS条約適用外の膨脹式救命いかだの要件を定めたISO9650-1及び-2(※収容人数と取り付け可能な水面からの高さの相違で区分)を統合する改訂案。統合以外での主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条1(適用範囲)を気象条件を考慮して変更。 ・救命筏の種類とグループを合理化。 ・ガス膨脹システムの参照規格の追加(5.2.2.2項)。 ・キャノピーの要件の変更(5.2.6.2項)。 ・搭乗システムの要件の変更(5.2.8.2.1項)。 ・シーアンカーの参照規格の更新(5.2.8.2.2項)。 ・製品への表示要件の追加(5.2.9項)。 ・試験要件の変更(6項)。 | DIS投票承認 2021.05.31 | _ |

| TC188 | WG2 | ISO 9650-2:2005 | | 舟艇一膨脹式救命いかだ一第2部: タイプ | 次の能力を持つ膨脹式救命いかだをタイプIIとして定め性能及び試験要件を取り纏めたもの。 -4~10人の収容力 -船体の長さが24m以下の舟艇に適用可能 -水面から4m以下の高さに設置可能 また、このISO規格で定める救命筏はSOLAS義務品ではないと明記されている。 | 2005.03.01 | _ |
|-------|--------------------|-------------------|--|-------------------------|---|------------------------|--|
| TC188 | WG2 | ISO 9650-3:2009 | | 舟艇一膨脹式救命いかだ一第3部: 材料 | ISO9650-1及び-2で定める膨脹式救命いかだのタイプ I 及び II の材料要件を取り纏めたもの。 | 2009.07.15 | _ |
| TC188 | WG9 | ISO 10087:2022 | Small craft Craft identification Coding system | 舟艇 - 船体識別 - コードシステム | 船体の長さが24m以下のすべての舟艇の船体識別に用いる、国の識別符号及び製造業者の識別符号、一連番号、製作年月(型式年)に関する符号体系を取り纏めたもの。水浴玩具等には適用しない。 2019年版の改訂であり、主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条2(引用規格)に掲載されている規格を更新。 ・3.4項の引用元SOURCEの追加。 ・4.5項のNOTEの追加。 ・参考文献の追加。 | 2022.01 | JIS F 0080:2008 (IDT) ※2006年版が対応国際規 格 |
| SC2 | WG2 IBTC188/WG5 | ISO 10088:2013 | Small craft Permanently installed fuel systems | 舟艇一恒久設置形燃料装置 | 船体の長さが24m以下の舟艇の内燃機関用の恒久的に据付けられた燃料装置及び固定式燃料タンクの設計、材料、構造、据付、試験に関する要件を取り纏めたもの。船体の長さが24m以下の舟艇の恒久的に据付けられたディーゼル及びガソリンの燃料装置及び固定式燃料タンクの全部品、すなわち燃料の給油口から船内機艇や船外機艇の主機や補機への接続箇所まで定めている。 | 2013.08.15 | _ |
| TC188 | WG2 | ISO 10088 | 同上 | 同上 | ISO10088:2013の改訂。 主な改訂点は、3.13、4.1.12等で定められている燃料蒸発ガス要件 (evaporative emissions)の参考として、試験の条件と試験手順を記し た参考附属書Bが追加。 | FDIS投票承認 2021.08.31 | |
| TC188 | WG10 | ISO/TR 10134:2020 | Small craft Electrical devices Lightning-protection systems | 舟艇ー電気装置ー避雷システム | 船体の長さが24m以下の舟艇に搭載する避雷システムの設計、組立、据え付けに関する指針を取り纏めている。 | 2020.05 | _ |
| TC188 | WG16 | ISO 10239:2014 | Small craft Liquefied petroleum gas (LPG) systems | 舟艇ー液化石油ガス(LPG)システム | LPGを燃料とする推進機関又はLPG駆動の発電機に使用される装置を除く、船体の長さが24m以下の舟艇に恒久的に取付けられるLPG装置及びLPG燃焼器具の要件を取り纏めたもの。持運び式自給式キャンプ用ストーブ又は持運び式ガス燈のような直に取付けるガスシリンダをもつ装置は含まないとしている。 | 2014.12.01 | _ |
| TC188 | WG16 | ISO/CD 10239 | Small craft Liquefied petroleum gas (LPG) systems | 舟艇ー液化石油ガス(LPG)システム | 定期見直し投票で提出された意見を反映するための改訂。 2014年版の改訂であり、主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条1(適用範囲)の記載事項の明確化。 ・「room sealed appliance」および「open flued appliance」の定義の追加(3.20項および3.21項)。 ・「pressure regulation devices」の位置の明確化(箇条6)。 | CD投票中 2022.03.21〆切 | |

| TC188 | WG13 | ISO 10240:2019 | Small craft Owner's manual | 舟艇ーオーナ用マニュアル | 船体の長さが24m以下の舟艇に適用できる船主手引書を作成するための指針を取り纏めたもの。 | 2019.12 | JIS F 0102:2008 (IDT) |
|-------|--------------------|----------------------------|---|--------------------------------|--|-------------------------------|--|
| | | | | | | | ※2004年版が対応国際規 格 |
| TC188 | WG13 | ISO/FDIS 10240 | Small craft Owner's manual | 舟艇ーオーナ用マニュアル | 2019年版の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 ISO10240:2019の箇条2(引用規格)に制定年の記載がなく最新版引用の規格があり、EUプレジャーボート指令の適用が出来ないため(適用するためにはすべての引用規格について制定年の記載が必要)、適用ができるように制定年の記載をする。 | 2019.12 DIS投票終了段階 として登録 | |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 10592:1994 | Small craft Hydraulic steering systems | 舟艇ー油圧操だ装置 | 船主及び設置者両方に対する要求事項、試験方法、手引書、並びに 船外原動機、船内原動機及び船内一船外駆動操だ装置に対するだ 輪から接触面箇所までの油圧操だ装置及び構成部品に対する名称 を規定する。 | 1994.10.01 | JIS F 1024:1998 (MOD) |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 10592 | 同上 | 同上 | ISO 10592:1994の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 — 箇条3の定義の更新。 — 規格全体を通して、最新技術を満たすために要件が更新。 — ステアリングホイールの要件と試験が削除。 — 1994年版で定めていた箇条12(Designation)を削除。 | FDIS投票承認 2021.04.02 | |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 11105:2020 | | 舟艇 ーガソリン機関区画及びガソリンタンク区画の換気 | 推進、発電又は機械動力のためのガソリン機関を持ち、船体の長さが 24 m 以下の舟艇のガソリン燃料機関 及び/又は ガソリンタンク 区画における爆発性ガスの蓄積を防止するため、これらの区画の換気についての要求事項を取り纏めたもの。 前版からの主な改訂点は以下のとおり。 一規定を明確化するために4項、5項、6項を再編成。 一表2の追加。 | 2020.03 | JIS F 1033:2002 (MOD) ※1997年版が対応国際規 格 |
| TC188 | WG13 | ISO 11192:2005 | Small craft Graphical symbols | <u></u> 舟艇一図記号 | 船体の長さが24m以下の舟艇に使用する一般的な図及びシンボルを 取り纏めたもの。 | 2005.11.01 | _ |
| SC2 | WG2 IBTC188/WG5 | ISO 11547:1994 | Small craft Start-in-gear protection | 舟艇 - スタート-イン-ギヤ-プロテクション - 装備基準 | 船外原動機が船体の長さ24m以下の舟艇に取付けられた場合に、それがギアが入った状態で起動するのを防ぐための要求事項を取り纏めたもの。 | 1994.10.01 | JIS F 4323:1994 (IDT) ※ DISが対応国際規格 |
| TC188 | WG24 | ISO 11591:2020 | Small craft, engine-driven Field of vision from helm position | エンジン駆動舟艇ー操舵位置からの 視界 | 機関によって推進する船体の長さが24m以下の舟艇の前後進を行う操舵位置からの視界に関する要件を取り纏めたもの。 | 2020.10 | _ |
| TC188 | WG24 | ISO 11591:2020/CD AMD 1 | Small craft, engine-driven Field of vision from helm position (2020年版の部分改訂) | | ISO 11591:2020の小改訂。主な改訂点は以下のとおり。 ISO10240(船主用マニュアル)を引用した結果、EN規格化が認められなかったため、その是正を図ることを目的。 | CD投票承認 2021.11.05 | _ |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 11592-1:2016 | Small craft less than 8 m length of hull Determination of maximum propulsion power rating | 舟艇-最大推進出力値の決定:船体の長さ8m未満の舟艇 | 機関によって推進する船体の長さが8m未満の舟艇の最大出力値の 決定要件を取り纏めたもの。 | 2016.02.15 | JIS F 1036:2003 (MOD) ※2001年版が対応国際規格 |

| | | ISO 11592-2:2021 | maximum propulsion power – Part 2: Craft with a length of hull between 8 m and 24 m | 部:船体の長さ8m以上24m以下の舟 艇 | 機関によって推進する船体の長さが8m以上24m以下の舟艇の最大出力値の決定要件を取り纏めたもの。 EUプレジャーボート指令へ組み込むことを目的とした、箇条2(引用規格)に記載の引用規格の制定念を記載する等の小改訂を2019年版に反映した。 | 2021.07 | JIS F 1036:2003 (MOD) ※ 2001年版が対応国際規 格 |
|--------|------|---------------------------|---|-------------------------|---|------------------------|---|
| TC188 | WG3 | ISO 11812:2020 | Small craft Watertight cockpits and quick-draining cockpits | | 船体の長さが24m以下の舟艇において、"水密"又は"急速排水"として設計されるコクピット及びリセスの要件を取り纏めたもの。コクピット又はリセスの寸法及び形状についての要件又はそれらの使用を要求する場合及び場所については規定しない。ただし、ポンプ又はその他の手段によらない重力による排水だけに適用する。 | 2020.07 | JIS F 1038:2003 (IDT) ※2001年版が対応国際規 格 |
| TC 188 | WG3 | ISO 11812:2020/CD Amd1 | Small craft Watertight cockpits and quick-draining cockpits Amendment 1 | コクピットー追補1 | ISO 11812:2020をEN規格とするための部分改訂。 主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条2(引用規格)に掲載の規格はすべて年版付とする(最新版への 自動更新は認めない)。 ・"recess open to the sea"要件を明確化することで、"foot basin"要件を 簡易化。 | 2022.02.12〆切の 投票で登録 | 上記参照 |
| TC188 | WG13 | ISO 12133:2021 | Small craft Carbon monoxide (CO) detection systems | | この規格は、舟艇内における一酸化炭素検知および盗難警報装置の設計、製造および設置用の要件を取り纏めたもの。 附属書Aは、舟艇の乗組員に対する一酸化炭素に関する教材を提供している。 2011年版からの主な改訂点は以下のとおり。 一定義の更新。 一マーキング要件の追加。 一図1の更新。 —5.3.2項の要件の明確化。 —5.3.3項を更新。 —5.2.3項に設計動作温度範囲に関する要件を追加。 —バッテリーアラーム要件の追加。 | 2021.02 | _ |
| TC188 | WG18 | ISO 12215-1:2000 | | 繊維強化材、基準積層材 | ISO 8666による船体の長さ(LH)が 24 m 以下の舟艇に構造に使用される熱硬化性樹脂及びガラス繊維強化材に適用する。ISO12215のこのパートは、ガラス強化材及び樹脂並びにそれらで作られた基準積層材の材料特性に関する最低要件を取り纏めたもの。ISO12215のこのパートに関連する積層材の最低要件や特性を満足するなら、ここに挙げていない他の材料にも適用しても可能としている。 | 2000.09.01 | JIS F 1034-1:2002 (MOD) |
| TC188 | WG18 | ISO 12215-2:2002 | scantlings Part 2: Materials: Core | 第2部:材料:サンドイッチ構造用心 | 船体構造に使用するための心材材料及びサンドイッチ構造に埋め込まれる材料に対する要件を取り纏めたもの。ISO 8666による船体の長さ(LH) 24 m 以下の舟艇に適用する。 | 2002.05.01 | JIS F 1034-2:2006 (IDT) |

| TC188 | WG18 | ISO 12215-3:2002 | Small craft Hull construction and scantlings Part 3: Materials: Steel, aluminium alloys, wood, other materials | 舟艇-船体構造-スカントリング-第3部:材料:鋼、アルミニウム合金、木材及びその他の材料 | 船体、上部構造及び付加物の構造への使用を目的とした材料、特に、次の材料に対する要件を取り纏めたもの。 -溶接用普通及び高張力熱間圧延鋼板、広幅平鋼、形鋼及び棒鋼ー板材又は異形材に加工された、オーステナイト系ステンレス鋼ー板材、形材及び押出異形材として加工された展伸アルミニウム合金ー中実木材、合板又は単板(ベニヤ)の形となっている木材ーその他の適切な材料また、この規格は船体の長さ(LH)が、ISO 8666による 24 m 以下の舟艇に適用する。 | 2002.05.01 | JIS F1034-3:2006 (IDT) |
|-------|------|---------------------------------|---|--|--|------------|--|
| TC188 | WG18 | ISO 12215-4:2002 | Small craft Hull construction and scantlings Part 4: Workshop and manufacturing | 舟艇 - 船体構造及び - スカントリング - 第4部:製造所及び製造 | 製造所の条件、材料の保管方法及び取扱い方法、及び舟艇の製造 要件を取り纏めたもの。船体長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の 舟艇に適用する。ただし、健康面や安全面の要件は含まれていない。 | 2002.05.01 | JIS F 1034-4:2006 (IDT) |
| TC188 | WG18 | ISO 12215-5:2019 | Small craft Hull construction and scantlings Part 5: Design pressures for monohulls, design stresses, scantlings determination | 舟艇一船体構造及びスカントリング 一第5部:単胴型舟艇の設計圧力, 設計応力,材料寸法の決定 | 単胴形舟艇の設計圧力,設計応力,材料寸法要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。 | 2019.05 | JIS F 1034-5:2019 (IDT) ※2008年版が対応国際規格 |
| TC188 | WG18 | ISO 12215-6:2008 | Small craft Hull construction and scantlings Part 6: Structural arrangements and details | 舟艇 - 船体構造及びスカントリング - 第6部:構造的配置及び詳細 | 単胴型舟艇の構造的配置及び詳細 要件を取り纏めたもの。 船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。 | 2008.04.01 | JIS F 1034-6:2020 (IDT) |
| TC188 | WG18 | ISO 12215-7:2020 | Small craft Hull construction and scantlings Part 7: Determination of loads for multihull and of their local scantlings using ISO 12215-5 | 舟艇-船体構造及びスカントリング -第7部:ISO12215-5を用いた多胴型舟艇の材料寸法及び船体荷重の 決定 | 多胴型舟艇の材料寸法の詳細要件を取り纏めたもの。 船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。 | 2020.11 | _ |
| TC188 | WG18 | ISO 12215-8:2009 | Small craft Hull construction and scantlings Part 8: Rudders | 舟艇一船体構造及びスカントリング 一第8部:舵 | 単胴型舟艇に用いられる舵の必要要件を取り纏めたもの。 船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。 | 2009.05.15 | _ |
| TC188 | WG18 | ISO 12215- 8:2009/Cor 1:2010 | Small craft Hull construction and scantlings Part 8: Rudders Technical Corrigendum 1 | ISO 12215-8:2009の正誤票 | C.1項でAnnexBの引用のところ、Annex Cを引用していた誤記の訂正。 | 2010.09.15 | _ |
| TC188 | WG18 | ISO 12215-9:2012 | Small craft Hull construction and scantlings Part 9: Sailing craft appendages | 舟艇一船体構造及びスカントリング 一第9部:帆船の附属品及びぎ装品 | 帆船の附属品及びぎ装品に関する設計応力、構造用材料、キール及びそれらの付属品の設計荷重要件を取り纏めたもの。 船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。 | 2012.06.15 | _ |
| TC188 | WG18 | | Hull construction and scantlings – Part 10: Rig loads and attachments | 舟艇-船体構造及びスカントリング -第10部:リグ荷重及び附属品 | 舟艇のリグ荷重及び関連付属品の設計荷重要件を取り纏めたもの。 船体の長さ(LH)が、ISO8666による24m以下の舟艇に適用する。 | 2020.11 | _ |

| TC188 | WG20 | ISO 12216:2020 | Small craft Windows, portlights, hatches, deadlights and doors Strength and watertightness requirements | 舟艇-開口要件-窓、ポートライト、 ハッチ、デッドライト及びドア-強度と 水密性に関する要求基準 | 船体の長さが24m以下の舟艇に適用する窓、ハッチ、ポートライト、デッドライト及びドアについて、船の種類、装置の位置及び設計区分を考慮に入れて、技術上の要件を取り纏めたもの。この規格で扱う装置は、船の水密性に関して重要なもの、すなわち、板が破損した場合に浸水する恐れがあるものだけである。この規格は、主にレクリエーショナルボート用に作られたが、船体の長さが 24 m 以下の救命ボートを除いた非レクシエーショナルボートにも適用できる。ただし、厳しい条件下で使われる商用船や作業船には適さないとしている。 主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条3、4、6の修正。 ・箇条D.2.1、D.2.2、D.3及びD.4.3の修正。 ・附属書Fの修正。 | 2020.07 | JIS F 1040:2004 (IDT) ※2002年版が対応国際規 格 |
|-------|------|-----------------------------|--|--|--|------------------------|--|
| TC188 | WG20 | ISO 12216:2020/DAmd 1 | Small craft Windows, portlights, hatches, deadlights and doors Strength and watertightness requirements (部分改訂) | 舟艇-開口要件-窓、ポートライト、ハッチ、デッドライト及びドアー強度と水密性に関する要求基準(部分改訂) | EUプレジャーボート指令に適合させるためのISO 12216:2020の部分改訂。主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条2から、ISO 11812:2020の引用を削除。 ・箇条3.9.7~3.9.11の用語及び定義を追加。 ・箇条6.3.3.2の表4以降のISO 11812:2020引用記載をすべて削除し、「平甲板コンパニオンウェイデッキハッチの敷居の高さを下げるためにフットベイスンを利用することはできない」旨の一文を追加。 TC 188決議2021/7としてCD投票終了段階として登録。 | DIS投票中 2022.04.22〆切 | 同上 |
| TC188 | WG22 | ISO 12217-1:2015 | Small craft Stability and buoyancy assessment and categorization Part 1: Non-sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m | | 非損傷時のボートの復原性及び浮力の評価方法を取り纏めたもの。この規格には冠水しやすいボートの浮力特性も含む。この規格を用いた復原性及び浮力性能の評価により、ボートの設計及び最大搭載量に適した設計区分(A、B、C又はD)を特定することができる。この規格は、船体の長さが6m以上24m以下の無動力船又は動力船に適用する。但し、6m未満のボートであって、ISO12217-3で指定された設計区分では望ましい設計区分を得られないが、全通甲板でISO11812に適合する急速排水リセスを有する場合は、この規格を適用することが出来る。この規格では、曳航、漁労、浚渫又は揚荷作業が、復原性に与える影響は含んでいないし、評価もしていない。それらは適宜、別途考慮する必要がある。 | 2015.10.15 | _ |
| TC188 | WG22 | ISO 12217-1 | Small craft Stability and buoyancy assessment and categorization Part 1: Non-sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m | 舟艇-復原性及び浮力の評価-第1部:船体長さが6m以上の非帆船 | 2019年6月開催のISO/TC188総会に於ける決議535に基づく、2015年版の改訂。 主な改訂点は以下のとおり。 -ISO8666(舟艇-主要データ)の改訂に合わせて、「メーカーの基本装備に含まれていないオプションの機器および付属品の最大質量の許容値」の記載を3.4.4(最大搭載)から3.4.5(最大搭載条件)に移動。 -附属書Jの計算ワークシートNo.1に上記改訂を反映。 -箇条2(引用規格)にリストされているすべての規格に年版を追加。 -その他、全体的な編集上の修正。 | FDIS投票承認 2021.02.12 | |

| TC188 | WG22 | ISO 12217-2:2015 | Small craft Stability and buoyancy assessment and categorization Part 2: Sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m | | 非損傷時のボートの復原性及び浮力の評価方法を取り纏めたもの。この規格には、冠水しやすいボートの浮力特性も含む。この規格を用いた復原性及び浮力性能の評価により、ボートの設計及び最大搭載量に適した設計区分(A、B、C又はD)を特定することができる。この規格は船体の長さ6m以上24m以下の主として帆で進む(補助機関を搭載していても)舟艇に適用される。但し、6m未満の舟艇であっても居住区を有する多胴船の場合もしくはISO 12217-3による要求設計区分に到達できない場合であっても、全通甲板でISO 11812に適合する急速排水リセストを有する場合は、この規格を適用することが出来る。この規格では、曳航、漁労、浚渫又は揚荷作業が、復原性に与える影響は含んでいないし、評価もしていない。それらは適宜、別途考慮する必要がある。 | 2015.10.15 | |
|-------|------|------------------|--|------------------------------|---|------------------------|--|
| TC188 | WG22 | ISO 12217-2 | Small craft Stability and buoyancy assessment and categorization Part 2: Sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m | | 2019年6月開催のISO/TC188総会に於ける決議535に基づく、2015年版の改訂。 主な改訂点は以下のとおり。 -ISO8666(舟艇-主要データ)の改訂に合わせて、「メーカーの基本装備に含まれていないオプションの機器および付属品の最大質量の許容値」の記載を3.5.4(最大搭載)から3.5.5(最大搭載条件)に移動。-附属書Jの計算ワークシートNo.1に上記改訂を反映。-箇条2(引用規格)にリストされているすべての規格に年版を追加。-その他、全体的な編集上の修正。 | FDIS投票承認 2021.02.12 | |
| TC188 | WG22 | ISO 12217-3:2015 | assessment and categorization Part | カテゴリ分類-第3部:船体長さが6m未満のボート | 非損傷時のボートの復原性及び浮力の評価方法について規定している。この規格には冠水しやすいボートの浮力特性も含む。この規格を用いた復原性及び浮力性能の評価により、ボートの設計及び最大搭載量に適した設計区分(C又はD)を特定することができる。この規格は、居住区を有する多胴帆船を除く、船体の長さが6m未満の無動力船又は動力船に適用する。但し、船体の長さが6m未満のボートであっても、全通甲板でISO 11812に適合する急速排水コクピットを有する場合は、代替方法としてISO 12217-1 又はISO 12217-2(帆船と非帆船で分類)を使って評価し、上位の設計区分を割り当てることができる。この規格では、曳航、漁労、浚渫又は揚荷作業が、復原性に与える影響は含んでいないし、評価もしていない。それらは適宜、別途考慮する必要がある。 | 2015.10.15 | |
| TC188 | WG22 | ISO 12217-3 | | カテゴリ分類-第3部:船体長さが6 m未満のボート | 2019年6月開催のISO/TC188総会に於ける決議535に基づく2015年版の改訂。 主な改訂点は以下のとおり。 -ISO8666(舟艇ー主要データ)の改訂に合わせて、「メーカーの基本 装備に含まれていないオプションの機器および付属品の最大質量の 許容値」の記載を3.3.3(最大搭載)から3.3.4(最大搭載条件)に移動。 -附属書Hの計算ワークシートNo.1に上記改訂を反映。 -箇条2(引用規格)にリストされているすべての規格に年版を追加。 -その他、全体的な編集上の修正。 | FDIS投票承認 2021.02.12 | |

| TC188 | WG10 | ISO 13297:2020 | | 舟艇 - 電気システム - 交流及び直流設備 | 舟艇に搭載し、単相交流の定格電圧が 250 V 未満及び直流50V以下で作動する交流及び超低電圧直流電気装置の設計、製造及び据え付け要件を取り纏めたもの。 除外: ISO/IEC 16315, 舟艇ー電気推進システムで定める1,500V未満の直流、単相交流の定格電圧が1,000V以下、1,000V以下の三相交流の電気システム 2015年6月26日開催のTC188総会にて、Galvanic isolators要件の追加およびISO10133(直流電気設備)との統合を目的とした改訂を行なうことが合意。 | 2020.12 | JIS F 1029:1998 (IDT) ※ISO13297:1997のDISが 対応国際規格 JIS F 1039:2003 (MOD) ※ISO10133:2000が対応国 際規格 |
|-------|----------------|-----------------------------|---|---------------------------------------|---|-------------------------|--|
| TC188 | WG10 | ISO 13297:2020/DAmd 1 | Small craft — Electrical systems — Alternating and direct current installations (部分改訂) | 舟艇一電気システムー交流及び直流設備 (部分改訂) | EUプレジャーボート指令への適用を目的としたISO13297:2020の部分改訂。主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条2(引用規格)からISO10240(オーナ用マニュアル)を削除。 ・附属書Bのオーナ用マニュアル記載を更新。 ・参考文献として、ISO10240を追加。 TC 188決議2021/11としてCD投票終了段階として登録。 | DIS投票中 2022.04.27 〆切 | 同上 |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 13342:1995 | Small craft Static thrust measurement for outboard motors | 舟艇-船外機関-静止スラストの測 定方法 | ISO11547によるスタート-イン-ギヤ-プロテクションの装備の要否を判断する目的で、船外機関の静止スラストを測定する方法を取り纏めたもの。 | 1995.10.15 | JIS F 4324:1996 (IDT) ※ DISが対応国際規格 |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 13590:2003 | Small craft Personal watercraft Construction and system installation requirements | 舟艇ーパーソナルウォータークラフト ー構造とシステム搭載時の要求事項 | パーソナルウォータークラフトに対する製造者銘板、常設のガソリン燃料装置、電気装置、操舵装置、通風、船体構造及び浮揚の構造及び搭載 並びに 復原性能要件、乾舷、オーナ用マニュアル等の要件を取り纏めたもの。 | 2003.12.15 | JIS F 1030:2010 (IDT) |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO/FDIS 13590 | Small craft Personal watercraft Construction and system installation requirements | 141.41 | ISO 13590:2003の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 ー「接地」に関して、「earthed」と「grounded」の双方が使用されていたことから、「grounded」という用語に統一。 ー5.14項の接地値を修正。 ー船外機用PWC及びjet powered surfboardsはこの規格の範囲外であることを明確化。 ーすべての規定値をSAEおよび産業標準(industry standards)と比較。 ーオフスロットルステアリング要件に関する附属書Aの追加。 ーキャブレター要件の削除。 | FDIS投票中 2022.04.27〆切 | 同上 |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 13591:1997 | Small craft Portable fuel systems for outboard motors | 舟艇一船外機関-携帯用燃料装置 | 定格容量が270以下で、船体の長さが24m以下の舟艇に取り付けられている船外機関に用いる可燃性液体を運搬又は保管するための携帯用燃料装置に関して、その設計、材料及び試験の必要条件を取り纏めたもの。 | 1997.12.15 | JIS F 4327:1999 (IDT) |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 13592:1998 | Small craft Backfire flame control for petrol engines | 舟艇ーガソリン機関の火炎逆流制御 | 船体の長さ24m以下の舟艇において、恒久的に据え付けられたガソリン機関からの逆火の炎が周辺の環境中に広がるのを防ぐための装置に関して、その構造及び試験に求められる最小限の要件を取り纏めたもの。 | 1998.04.15 | JIS F 4328:2000 (IDT) |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 13929:2001 | Small craft Steering gear Geared link systems | 舟艇一舵取り装置ー歯車リンク式操 舵装置 | 24m以下の舟艇における歯車リンク式操舵装置の構造、操作及び取付けに対する要求事項の最低限の要件を取り纏めたもの。 | 2001.01.15 | _ |

| TC188 | | ISO 14227:2001 | Small craft Magnetic compasses | 舟艇ー磁気コンパス | 24m以下の舟艇の磁気コンパスの構造及び型式試験の性能に対する一般要件を取り纏めたもの。直読式装置を備えた又は反射/投影型式のいずれかの、検査ができる(例えば、封印されていない)、液体磁気コンパスを引用している。 | 2001.12.15 | _ |
|-------|------|------------------|--|-------------------|--|------------|--|
| TC188 | WG28 | ISO 14509-1:2008 | by powered recreational craft Part | | 船内機、スターンドライブ、パーソナルウォータークラフト(PWC)、及び 船外機を含む、船体の長さ24m以下の動力付きリクリエーショナルク ラフトが通過時に発する空中伝播騒音の最大音圧レベルについて、 再現性があり、かつ比較可能である測定結果を得るための条件を取 り纏めたもの。また、一体排気システム付きスターンドライブ及び船外 機のための、標準艇(Standard Craft)ベースの型式試験についても規 定している。 | 2008.10.01 | _ |
| TC188 | WG28 | ISO 14509-3:2009 | by powered recreational craft Part 3: Sound assessment using | フトから放出される空気伝播音の測 | 船内機、スターンドライブ、パーソナルウォータークラフト(PWC)、及び船外機を含む、船体の長さ24m以下の動力付きリクリエーショナルクラフトが通過時に発する空中伝播騒音に関して計算による音響評価及び測定手順を取り纏めたもの。 | 2009.08.01 | _ |
| TC188 | WG29 | ISO 14895:2016 | Small craft Liquid-fuelled galley stoves | 舟艇 - 液体炊きギャレーストーブ | 24m以下の舟艇における、大気圧において液体である燃料を使用する恒久的に設置される調理室ストーブの設計及び取付け要件を取り 纏めたもの。 | 2016.06.01 | _ |
| TC188 | WG9 | ISO 14945:2021 | Small craft Builder's plate | 舟艇一製造者銘板 | ISO 14945:2004は ISO 8666による船体の長さ(LH)が 24 m 以下の舟艇の製造者銘板に記載する情報を取り纏めたもの。ISO 6185による膨脹式ボート及び ISO 13590によるパーソナルウォータークラフトはこの規格の対象としない。 前版(2004年版)からの主な改訂点は以下のとおり。 ープロペラシンボルの定義を追加(3.6) ―Small craftの定義を追加(3.7) ―箇条5に、製造者銘版に記載する最大kWと最大負荷に加えて、船外機の重量を含めることとし、そのためのガイダンス要件を追加ー附属書Aの銘版イラストの更新 | 2021.04 | _ |
| TC188 | WG9 | ISO 14946:2021 | Small craft Maximum load capacity | 舟艇-最大搭載量 | 他の規格に定められた復原性、乾舷、浮力及び乗員についての制限を超えない範囲で舟艇の最大搭載に含まれる項目を取り纏めたもの。更にこの規格は、乗員の座席に関する必要条件も定めている。 ISO 8666に基づく船体長さLHが 24 m以下の舟艇に適用する。なお、ISO 6185に基づく膨脹式ボートや ISO 13590のパーソナルウォータクラフトは含まない。 前版(2001年版)かとの主な改訂点は以下のとおり。 一占有面積の明確化と図の追加 一定義(箇条3)の更新 一船主用マニュアルで参照すべき要件を追加(箇条7) 一箇条6にオプション機器が含まれていないことを明確化(箇条6の要件はすべて必須) | 2001.09.15 | JIS F 1041:2004 (IDT) ※2001年版が対応国際規格 |

| TC188 | | ISO 15083:2020 | Small craft - Bilge-pumping systems | 舟艇ービルジポンプシステム | この規格は、ISO8666による船こくの長さが24mまでの小型船に対する、ビルジウォータの通常の溜りを除去するために設計されるポンピング又は代替手段に対する要件を取り纏めたもの。ISO15083:2003は、損傷制御のために設計されるビルジポンプ又はビルジポンピング装置に対する要求事項を定めない。 ISO15083:2003から主な改訂点は以下のとおり。 一定義の更新(箇条3)。 —5.1.2項で、ビルジ区画で完全に閉囲されていない舟艇にビルジポンプシステムを設置する要件の追加。 —露出および密閉された操舵位置の要件を5.1.3.1(以前の5.1.3.2)から削除。 —偶発的な放電防止のためのシステム設計の要件を追加(7.13)。 | 2020.04 | _ |
|-------|------|---------------------------------|---|---|--|------------------------|--------------------------|
| TC188 | | ISO 15083:2020/D Amd 1 | Small craft - Bilge-pumping systems (部分改訂) | 舟艇 - ビルジポンプシステム (部分 改訂) | EUプレジャーボート指令へ適用を目的としたISO15083:2020の部分改訂。主な改訂点は以下のとおり。 ・箇条2(引用規格)から引用規格を更新。 ・箇条3(用語及び定義)の一部用語の定義を更新。 ・表1を更新。 ・箇条5~箇条7の一部規定を更新。 TC 188決議2021/8に基づき、CD投票終了段階として登録。 | DIS投票中 2022.04.30〆切 | 同上 |
| TC188 | WG18 | ISO 15084:2003 | Small craft Anchoring, mooring and towing Strong points | 舟艇ー投揚びょう、係留及びえい航 ーストロングポイント | この規格は、船体の長さ24m以下の舟艇において投揚錨、係留及び 曳航するためのアンカーチェーン、係留索及び被曳航索を結びつける ストロングポイントに対する要件を取り纏めたもの。この規格は、アン カー質量又はチェーン及びラインの長さについては規定しない。 | 2003.02.15 | JIS F 1010:2010 (IDT) |
| TC188 | WG3 | ISO 15085:2003 | Small craft Man-overboard prevention and recovery | 舟艇一乗員の落水防止及び再乗艇 に関する要求事項 | この規格は、船外への転落の危険を最小限にするために意図される 安全装置及び配置に対する設計並びに構造及び強さ要求事項を、ま た船上への引上げを容易にするための要件を取り纏めたもの。それ は、これらの目的を達成するために個々に又は組み合わせて使用で きる手段を記述し、船こくの長さ24mまでの小型船に適用する。 ISO 15085:2003 は、下記の船型には適用できない: 水上おもちゃ; カヌー、カヤック又は1.1m未満の幅のその他のボー ト; ISO 13590に包含されるパーソナル・ウォータクラフト; ISO 6185に よって包含される船体の長さ8m未満の膨脹式ボート。 | 2003.04.01 | JIS F 1021:2011 (IDT) |
| TC188 | WG3 | ISO 15085:2003/Amd 1:2009 | Small craft Man-overboard prevention and recovery Amendment 1 | ISO 15085:2003追補 1:2009 (ISO15085:2003の部分改訂) | 2003年版を対象とした、再搭乗の手段 (箇条16)、船主用マニュアル (箇条17) の修正。 | 2009.05.15 | _ |
| TC188 | WG3 | ISO 15085:2003/Amd 2:2017 | Small craft Man-overboard prevention and recovery Amendment 2 | ISO 15085:2003追補2:2017 (ISO15085:2003の部分改訂) | 2003年版を対象とした、引用規格 (箇条2)、再搭乗の手段 (箇条16)の 修正。 | 2017.12 | _ |
| TC188 | WG3 | ISO/AWI 15085 | Small craft Man-overboard prevention and recovery | 舟艇ー乗員の落水防止及び再乗艇 に関する要求事項 | ISO 15085:2003の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 -製品/市場の進化、及び16年間の経験フィードバックの実施。 | NP承認 2019.10.31 | |

| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 15584:2001 | Small craft Inboard petrol engines Engine-mounted fuel and electrical components | 舟艇ーガソリン用船内機及び船内外機一機関据付形の燃料系及び電気系コンポーネント | 船体の長さが24m以下の舟艇において燃料漏れを最小限に押さえ、 周囲の可燃性ガスへの引火を防止することを目的に、船内据付型ガソリン機関(船内機及び船内外機)に取り付けている燃料系及び電気系コンポーネントに関する設計要件並びに設置要件を取り纏めたもの。 | 2001.03.15 | JIS F 1037:2003 (IDT) |
|-------|---|---------------------------------|--|--|--|--------------------------|---|
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 16147:2020 | Small craft Inboard diesel engines Engine-mounted fuel and electrical components | 舟艇ー船内機及び船内外機用 ディーゼル機関ー機関据付型の燃 料系及び電気系コンポーネント | 船体の長さが24m以下の舟艇において燃料漏れを最小限に押さえ、周囲の可燃性ガスへの引火を防止することを目的に、船内据付型ディーゼル機関(船内機及び船内外機)に取り付けている燃料系及び電気系コンポーネントに関する設計要件並びに設置要件を取り纏めたもの。 2018年版の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 -1項(適用範囲)の明確化。 -2項(引用規格)にリストしている規格の年版を追加(最新版適用にしない)。 -参考文献への参考図書の追加等の小改訂。 | 2020.12 | JIS F 1042:2005 (IDT) ※ISO16147:2002に対応 |
| TC188 | | ISO 16180:2013 | Small craft Navigation lights Installation, placement and visibility | 舟艇-航海灯ー設置、配置及び視 界 | 舟艇用航海灯に関する設置、配置及び視界の要件を取り纏めたも の。 | 2013.03.01 | _ |
| | JWG1 (ISO/TC188とIEC/TC18と の合同委員会) | ISO/IEC 16315:2016 | Small craft Electric propulsion systems | 舟艇-電気推進システム | 船体の長さが24m以下の舟艇に関する、エネルギー貯蔵コンポーネントを備えた交流及び直流電気システムを推進の目的で使用するための要件を取りまとめたもの。この規格で定める電気システムは個別又は組み合わせで1,500V未満の直流、単相交流の定格電圧が1,000V以下、三相交流の定格電圧が1,000V以下の範囲で動作するシステムを対象とする。主用マニュアルに含むべき追加情報は附属書Aに、システム設置者への追加情報は附属書Bに記載されている。 | 2016.03.15 | - |
| | JWG1 (ISO/TC188とIEC/TC18と の合同委員会) | ISO/AWI 16315 | Small craft Electric propulsion systems | 舟艇ー電気推進システム | 定期見直し投票の結果、多数の意見が出されたことに伴い、改訂が決定した。 | 2021.11.18付 AWIとして登録 | _ |
| TC188 | | ISO 18854:2015 | | 舟艇-往復動内燃機関からの排気 ガス等のテストベッドでの測定 | 平常下において内燃機関から出る排気ガス等の測定方法に関する要件を取り纏めたもの。 | 2015.04.15 | _ |
| TC188 | WG19 | ISO 19009:2015 | Small craft Electric navigation lights Performance | 舟艇-LED航海灯-性能 | 船体の長さが24m以下の舟艇に関する、LEDの航海灯に関する性能要求と試験方法に関する要件を取り纏めたもの。 | 2015.09.15 | _ |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 21487:2012 | Small craft Permanently installed petrol and diesel fuel tanks | 舟艇-恒久的に設置された石油及 びディーゼル燃料タンク | 舟艇に恒久的に設置された石油及びディーゼル燃料タンクに関する 仕様などの要件を取り纏めたもの。 | 2012.11.15 | _ |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 21487:2012/Amd1:2 014 | | 舟艇-恒久的に設置された石油及 びディーゼル燃料タンクー追補1(部 分改訂1) | ISO21487:2012の7.1項(試験の一般要件)の改訂を目的としたもの。 | 2014.12.01 | _ |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 21487:2012/Amd2:2 015 | | 舟艇-恒久的に設置された石油及 びディーゼル燃料タンクー追補1(部 分改訂2) | ISO 21487:2012の7.2項(水圧試験)の改訂を目的としたもの。 | 2015.11.15 | _ |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO/FDIS 21487 | Small craft Permanently installed petrol and diesel fuel tanks | 舟艇ー恒久的に設置された石油及 びディーゼル燃料タンク | ISO 21487:2012の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 一追補の反映。 一非金属タンクの透過試験を定めた附属書Aの追加。 | 2ndDIS投票承認 2021.07.29 | _ |

| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 23411:2020 | Small craft Steering wheels | 舟艇ーステアリングホイール | 船外機、インボード、スターンドライブ、ウォータージェットドライブで使われる直径610mmまでのステアリングホイールの要件及び試験方法を取り纏めたもの。 | 2020.12 | _ |
|-------|----------------|-----------------------------|---|---|---|------------------------|----|
| TC188 | WG32 | ISO/TS 23625:2021 | Small craft — Lithium ion battery | 舟艇ーリチウムイオン蓄電池 | この技術仕様書は、舟艇用リチウムイオン蓄電池の選択と設置に関する要件と推奨事項を取り纏めたもの。舟艇に設置された一般的な船上装置及び電気推進システムに電力を供給するための600Whを超える容量のリチウムイオン蓄電池の要件を取り纏めており、舟艇製造業者と蓄電池の設置業者を対象としている。 | 2021.03 | _ |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 25197:2020 | | 舟艇 - ステアリング、シフト及びスロットルの電気式/電子式コントロール装置 | 舟艇の操船時におけるステアリング、シフト及びスロットルを実施する電気式/電子式コントロール装置の要件を取り纏めたもの。 ISO25197:2012の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 一電気推進モーターを使用する場合に一貫性を持たせるために規定を見直し(7.2) 一フェイルセーフモードとアラームポリシーを含むように規定を見直し(9.1) ―EMC試験を除く、すべての試験に3つの異なるサンプルを用いる要件を削除し、1つのサンプルで試験できることにした(10.1) ―ジョイスティックの耐久性試験を動作試験とした(10.4) ―表1を更新し、浸漬された区画の試験に関する列「浸漬」を追加(10.5.1) ―さまざまな基準に基づいて塩水噴霧試験を実施するすべての方法を均質化(10.5.2) ―衝撃試験を改訂(10.7) ―自由落下試験はUV試験に依存した落下試験に変更(10.8) ―UV試験内容の明確化(10.9) ―10.10項へのIEC60533及びIEC62742の引用に伴う、箇条2への追加。 | 2020.04 | |
| TC188 | 旧TC188/SC2から移管 | ISO 25197:2020/DAmd 1 | Small craft Electrical/electronic control systems for steering, shift and throttle (部分改訂) | 舟艇ーステアリング、シフト及びスロットルの電気式/電子式コントロール装置 (部分改訂) | EUプレジャーボート指令への適用を目的としたISO25197:2020の部分改訂。主な改訂点は次のとおり。 ・箇条2(引用規格)からISO10240(オーナ用マニュアル)の記載を削除。 ・定義3.35項を追加。 ・箇条12におけるISO10240の引用をNOTEに変更。 ・ISO10240を参考文献として追加。 | DIS投票中 2022.05.05〆切 | 同上 |